

漁船保険補助事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）による漁船保険に義務加入を行う漁業協同組合に対し、予算の範囲内において、市が補助金を交付することにより沿岸漁船漁業の生産基盤ともいふべき漁船の不慮の事故に備え漁家経営の安定向上を図るため、加古川市補助金等交付規則（昭和61年12月1日規則第30号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、範囲、補助率及び額は、別表1に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に、別表2に掲げる書類を添付して市長が指定する期日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第4条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業完了後速やかに補助事業実績報告書（様式第2号）に別表3に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年8月22日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

【別表 1】（第 2 条関係）

補助金の種類	性質	事業費補助
	目的	漁船の不慮の事故に備え、漁家経営の安定向上を図るため。
補助金の範囲	対象となる者	加古川市内の漁業協同組合
	対象となる経費	漁船保険補助事業に要する下記の経費 (1)漁船保険料の支払い保険料 (2)その他市長が必要と認める経費
補助金の補助率	補助率	漁業者 1 人につき 1 隻に限り 個人負担額の 1/2 以内

【別表 2】（第 3 条関係）

申請書添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施計画書 ・ 漁船保険個人負担明細書 ・ 前号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類
---------	--

【別表 3】（第 4 条関係）

実績報告書添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業完了報告書 ・ 漁船保険個人負担明細書 ・ 漁船保険加入証明書 ・ 前号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類
-----------	---